**令和元年度第３回「大阪府差別解消に関する有識者会議」**

**（令和元年12月26日実施）における委員の主な意見について（概要）**

|  |
| --- |
| 項目5 公の施設の制限について  ・生命身体財産等の法益の侵害だけでなく、具体的な人格権等が侵害されるおそれが具体的に予見される場合であれば、言動要件でも公の施設の利用制限は認められる可能性がある。  ・不当な差別的言動を行う集会が公開ではない形で開催される場合は、利用を許可しないといけないかもしれない。  ・市民会館のような公の施設は、利用を認めることが原則であり、この原則を踏まえた上で、施設の利用を不許可とする場合には相応の理由が必要となり、ヘイトスピーチの行われる蓋然性が高いだけでなく、それによって害を受ける人がいることが必要。集会が行われることにより、周辺住民等が心理的不安を抱かざるを得ない場合は、不許可とする十分な理由になると考えられる。  ・迷惑要件ではなくて、言動要件で規制するかどうかは、ヘイトスピーチ自体をどれだけ許せないものなのかということに着目する必要がある。ヘイトスピーチを絶対に許さないという立場であれば、当然規制すべきで不許可にすべきと思われる。  ・不当な差別的言動行為が違法行為だから、施設利用を不許可とする場合は、違法かどうかを判断する機関があるか、許可取消し手続きが用意されているかといったようなことが、むしろ問題となる。  ・許可、不許可は集会が行われる前に、事前に判断されるものであり、いわゆる事前抑制の問題が生じるので、表現の自由に対する過大な規制とならないよう考慮しなければならない。公共施設を管理する自治体が勝手に判断して貸さないということは出来るだけすべきでない。    ・事前の申告と違う形で利用されれば、当日にそこまで見に行って、監督することはできないので、公の施設を許可する際のガイドラインを策定したとしても、実効性にどの程度意味があるのか疑問がある。それよりも、許可をしたことに対する説明ができる手続きの正当性を担保できるよう、判断にあたっての庁内での手続きをまとめる方がよいと考える。  ・ヘイトスピーチが行われる蓋然性について、どう判断するかだが、「ヘイトスピーチをやりますよ」という明言がないと判断は難しい。公の施設の利用許可申請書に、「ヘイトスピーチをやりません」というチェック欄を設けて、ヘイトスピーチをやらないことを明言させるとともに、それでもヘイトスピーチを行った場合は、次回は使わせないといった対策は考えられるのではないか。  ・事前に不許可とするかどうかは、ヘイトスピーチが行われる客観的な蓋然性が高いと認定できるかどうかによるが、一般的には難しく、その認定にあたっては、厳格な手続きが必要。途中で止めさせるのであれば、法的にそういうことを認める規定がなければ無理だと思う。事後に約束を守らなかった場合には、その利用者は信用できないということになるので、次回の要件を考える際の重要な手掛かりとなる。閉じられた空間での集会であっても、集会の内容をインターネットで流す場合は公然性が認められ、インターネットで流すかどうかは、人権侵害を判断する重要要素となり、人権侵害となる可能性がある。  資料３「国への提案にあたっての考え方について  ▶1 人権擁護機関である法務省に措置命令権（削除命令）を付与する法整備  ・表現の自由に対する懸念もあるが、放置もできないということで、何らかの整備を提案するという方針であれば、慎重に考えつつも提案するということはありうると考える。  ・（人権擁護機関の）削除要請そのものがうまく機能しているのかということを明らかにしておく必要があるのではないか。刑事罰の根拠規定もない中、削除要請で対応できるものについては削除要請で対応していくのも一つの考え方ではないか。  ・認識が「人権擁護機関である法務省」となっていることに大きな問題があると思っている。パリ原則のように国際基準に従った独立の国内人権機関が日本にあってしかるべきではないか。  ▶2 プロバイダ等の民事責任免責規定を明確化  ・免責の対象を国の削除要請だけでなく、被害者からの要請や弁護士からの要請も含めて要望することを検討してほしい。また、発信者情報の開示についても免責規定を設けるよう要望してほしい。  ・プロバイダ等の訴訟リスクは、要請に留まる場合は転嫁されない。削除要請ではなく、削除命令の義務化までしないと、訴訟リスクは完全に転嫁されないのではないか。  ▶3 インターネットを利用した人権侵害行為防止の努力義務等を明記  ・最初は努力義務ぐらいからが妥当かと思う。そのことが裁判所の判断の後押しにどのような影響を持つのか、よく分からないが、現状より改善されるのではないか。  ・「海賊版サイトはもとより、児童ポルノにおける児童の権利保護と、重要性において違いはない。」との記載があるが、法益の軽重を判断するようなことを、ここで触れる必要はないのではないか。  ▶４ サイトブロッキングの推進  ・サイトブロッキングには、ポータルサイトレべルで、検索に引っ掛からなくするブロッキングや当該サイトにアクセスできなくするような強いブロッキングなど、いくつかの種類があり、どういうブロッキングを念頭に置いているのかをはっきりさせておいた方がよい。 |